

# 『県退職者（令和8年度末）の雇用を希望する 営利企業等のみなさまへ』＜長崎県人事課＞

県は、職員として長年培った知識、経験を有する県退職者の雇用を希望する営利企業等に職員が再就職する場合、「長崎県退職者再就職支援の手続」により、再就職者の支援を行っております。

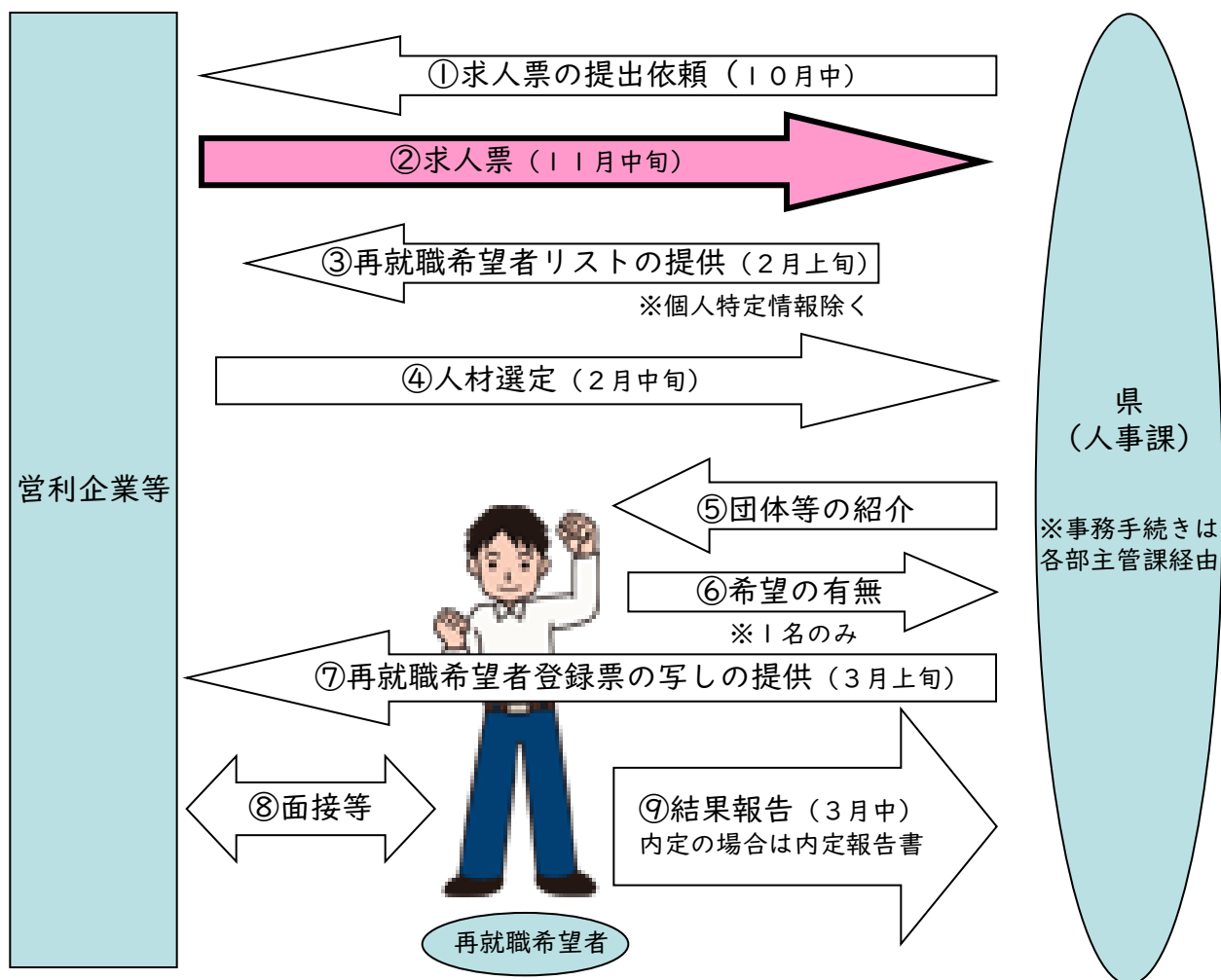
## 「求人票」の提出

- 県退職者の雇用を希望する場合は、求人票（様式第2号）の提出をお願いします。

## 在職中の求職の規制

職員は、利害関係のある企業等に対する求職活動が禁止されています。  
ただし、「長崎県退職者再就職支援の手続」による求職活動は可能です。

## 長崎県退職者再就職支援の手続き（フロー）と予定スケジュール



- 同手続きの詳しい内容については、人事課ホームページをご覧ください。  
県ホームページ→人事課→人事行政の運営等の状況→職員の退職管理について



## 『県退職者の雇用にかかる留意点』

◎地方公務員法の一部改正及び「職員の退職管理に関する条例」の制定(平成28年4月1日施行)により  
再就職者による依頼等の規制が導入されました。

### 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

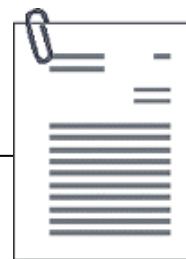
●営利企業等に再就職した職員は、再就職先に関する契約等事務について、元の職場の現職職員に働きかけることはできません。

- ・長崎県と再就職先との間の契約等事務であって、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求、依頼することを禁止。
- ・再就職者のうち、課長職以上の職に、離職日の5年前の日より前に就いていた者はその職務に属するものに関しても禁止。
- ・再就職者が、在職中に自ら決定した契約等事務に関しては、期限の定めなく禁止。

### 再就職情報の届出

●再就職した職員は、再就職情報の届出が必要です。  
(再任用職員・県非常勤嘱託職員を除く)

- ・課長職以上の職であった職員は、離職後2年間、人事委員会規則で定める事項を任命権者に届け出なければならない。



### 罰 則

●働きかけ規制、届出義務に違反した者に対しては、罰則規定があります。

#### 【働きかけ規制】

- ・規制に違反して働きかけを行った再就職者は10万円以下の過料。
- ・職務上不正な行為を伴う場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

#### 【届出】

- ・届出をせず、又は虚偽の届出をした職員は、10万円以下の過料。

### 再就職情報の公表

○届出を受けた再就職情報については  
生年月日を除いて公表されます。

#### <問合せ先>

長崎県人事課公務災害班  
TEL 直通 095-895-2152  
内線 4161